

## 平成29年度第1回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成29年6月6日

開催場所 プリムローズ大阪 3階 「高砂」

平成29年度第1回大阪府環境審議会

平成29年6月6日

**司会（岡野課長補佐）** それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第1回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部環境農林水産総務課の岡野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の竹柴から挨拶を申し上げます。

**竹柴環境農林水産部長** 大阪府環境農林水産部長の竹柴でございます。よろしくをお願いいたします。平成29年度第1回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素より環境行政をはじめ府政の各般にわたりご理解とご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

本日は、審議事項が3件と報告事項が7件ございます。限られた時間内に多くの項目となり恐縮でございますが、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

審議事項3件のうち、2件につきましては大阪府生活環境の保全等に関する条例に関するものでございまして、1件目は土壌汚染対策のあり方について、2件目が水銀の大気排出規制のあり方についてでございます。いずれも関係法令が改正されたことを踏まえまして、大阪府としてどのように対応すべきかの諮問を行うものでございます。3件目は、気候変動の影響への適応についてでございますが、温暖化対策部会におきまして、府域における気候変動の影響への適応の基本的方向性について取りまとめをいただきましたので、本日その内容についてご審議をお願いするものでございます。

その他、この間各部会において熱心にご審議をいただいた事項につきまして、それぞれ部会長からご報告をいただく予定としております。

各部会におかれましては、限られた時間の中で精力的にご検討いただき、報

告をまとめていただきました。まことにありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見とご提言をいただきますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

**司会** 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に配席表、それと、本日諮問させていただきます諮問文の写しであります資料1-1、2-1、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例、それと出席確認票を机の上にお配りしております。その他の資料につきましては、事前に送付させていただきましたとおりでございます。議事次第の裏面に、本日の資料の一覧を記載させていただいております。資料の不足等がございましたら、事務局にお申し出ください。なお、出席確認票につきましては、学識経験者の委員の方と、府議会議員の委員の皆様のお席にお配りさせていただいております。交通費等の支出をさせていただきます委員の皆様につきまして、ご出席を確認させていただく書類として必要でございますので、大変お手数ですが、お名前をご記入いただき、お帰りの際、お席に置いていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、昨年11月に開催させていただきました環境審議会以降に新たにご就任いただいた委員の先生方のご紹介をさせていただきます。

龍谷大学の岸本委員でございます。

**岸本委員** 龍谷大学の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

**司会** 府議会議員の土井委員でございます。

**土井委員** 土井でございます。よろしくお願いいたします。

**司会** 同じく、朝倉委員でございます。

**朝倉委員** よろしく申し上げます。

**司会** 同じく、中村委員でございます。

**中村委員** よろしく申し上げます。

**司会** その他のご出席の委員及び幹事の皆様におきましては、時間の関係上、省略させていただきますが、お手元にお配りしております配席表にお名前を記載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数42名のうち31名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定

に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は、諮問事項が2件ございます。資料1-1、資料2-1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

部長から諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ちください。

**竹柴環境農林水産部長** それでは、私の方から、知事になりかわりまして諮問文を交付させていただきます。

大阪府環境審議会会長 石井実様

大阪府知事 松井一郎

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

続きまして、

大阪府環境審議会会長 石井実様

大阪府知事 松井一郎

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

**司会** それでは、これ以降の議事につきましては、石井会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**石井会長** それでは、皆さん、こんにちは。会長を拝命しております、大阪府大の石井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事次第にございますように、本日は審議事項が3件、報告事項が7件、それから、その他1件ということで、大変多数の案件がございます。議事進行にご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども、先ほど諮問がありました1番目の審議事項でございます。大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について。ではまず、事務局からご説明お願ひいたします。

**片山環境保全課長** 環境管理室環境保全課の片山でございます。お手元の資料

1-1が、先ほどの諮問文でございます。次の資料1-2、A3横長の資料でございますけれども、これに基づきましてご説明を申し上げます。失礼して、座らせていただきます。

左上でございます、諮問の趣旨をごらんください。1つ目の中ポツのところでございますけれども、土壤汚染対策法におきましては、大きく2つの段階を経て土壤汚染対策を進めるということとなっております。まず、一定の契機を捉えて土地の汚染状況を把握するための調査が義務づけられております。次に、その調査の結果、土壤汚染が判明いたしました土地は、人の健康へのリスクのあるなしに応じまして区域指定がなされ、汚染の除去等の措置を行うなど、リスクに応じた管理を行うこととされております。

具体的には、恐れ入りますが、右側の表をごらんください。左の欄の土壤汚染対策法のところがございますけれども、先ほど申し上げました、土地の汚染状況を把握する契機といたしまして、大きく2つございます。1つは、3,000平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合で、この土地におきまして有害物質を使ったことがあるという場合には、土壤汚染状況調査を行うこととなります。2つ目は、その下の箱でございますけれども、水質汚濁防止法で有害物質を使う施設というものが規定されております。工場で設置をしておりましたそれらの施設が廃止された場合に、その土地の調査を行うこととなります。ただし、その施設が廃止されましても引き続きその工場が操業を続けているといった場合には、調査が猶予されるということとなっております。

その下の、調査の結果、土壤汚染が判明した場合でございますけれども、汚染土壤が口に入るなど直接摂取するリスクや、地下水を飲用することによるリスクがあるかないかに応じまして、区域指定がなされます。リスクがある場合には、措置が必要な区域、要措置区域として指定されまして、汚染の除去等の措置が行われた後、区域指定が解除されるということとなります。リスクがない場合は、土地の形質変更を行う場合に届出が必要な土地、形質変更時届出区域として指定されまして、仮に汚染の除去等の措置を行う場合は、区域指定が解除されるということとなります。

なお、これらの汚染の除去等の措置を行う場合には、汚染が広がらないような工事方法をとるということが義務づけられており、表の下の米印のところは

ございますけれども、土壌を搬出する場合には汚染土壌を処理する施設で処理することが必要となります。

また、表の一番下、その他の箱のところでございますけれども、法の適用を受けない土地、例えば今すぐには形質変更はいたしません、将来的に行う予定があるという場合に、あらかじめ自主的に調査を行っておきまして、その結果をもとに区域指定を申請することができるという仕組みもございます。

次に、大阪府におきましては、生活環境保全条例におきまして、法と相まった形で土壌汚染対策を推進しております。具体的には、今ごらんいただきました表の右の欄でございますけれども、法に定めております3,000平方メートル以上の土地の形質変更が行われる場合に、法の届出とあわせましてその土地の利用履歴の報告を義務づけることにより、より適切に土壌汚染のおそれがあるかどうかを把握できるようにしております。

また、法の有害物質使用施設以外に条例で有害物質を使用する施設を規定しておりまして、それらの施設が廃止された場合にも法と同様に調査の実施を義務づけており、土壌汚染が判明した場合には、要措置管理区域あるいは要届出管理区域としてリスク管理を行うこととしております。

また、法や条例の適用を受けない自主調査につきましては、それらが適切に実施されるよう指針を定めて、指導・助言を行っております。

恐れ入りますが、左下の表をごらんいただきまして、ご参考に、大阪府におけます区域指定の状況をまとめております。左が、平成27年度の1年間に実施いたしました区域指定の数でございます、法の有害物質使用施設の廃止に伴う調査や、一番下でございますが、自主調査によって汚染が判明して、要届出区域に指定するというケースが多くなっております。また、右側の表は、法・条例に基づくそれぞれの区域指定数の累計を示しておりまして、法の要届出区域の数が最も多くなっております。

次に、この表の右側でございます、土壌汚染対策法の改正概要をごらんください。このほど、土壌汚染対策法が改正されまして、今後、政省令の検討・改正を経まして、1年以内と2年以内の2段階に分けて施行される予定でございます。改正のポイントは大きく4点ございまして、①から④に記載しております。なお、この番号は、先ほどの上の表に記載しております①から④の箇所に

対応するものでございます。

①は、既に土壤汚染状況調査を行っているといった場合につきましては、土地の形質変更の届出とあわせてその結果を提出できることとして、手続の迅速化を図るというものでございます。②は、有害物質を使用する施設の廃止時に、調査が猶予される場合であっても、一定規模以上の形質変更を行う場合は調査を実施させるようにするというものでございます。③、④は、リスクの程度に応じたリスク管理の強化あるいは合理化でございまして、③は、要措置区域内における措置の計画に関すること、④は、臨海部や自然由来の汚染があって、健康リスクがない土地における規制の合理化に関するものでございます。

今回、このような法の改正内容を踏まえまして、条例に基づく土壤汚染対策のあり方につきましてご審議をお願いするものでございます。

具体的な検討の内容の案といたしましては、右側の囲みにございますような、先ほどの①に対応いたします、条例におけます規定整備のあり方、②や③に対応いたしますが、今後制定されます政省令も踏まえた、有害物質を使用する工場での調査のあり方、あるいは、区域指定をしております区域におけますリスク管理のあり方、また、法・条例が適用されない自主調査や措置のあり方などが考えられるかと存じます。

最後に、スケジュールでございますけれども、資料左側の中ほど、検討スケジュール（案）をごらんいただきまして、本日の諮問の後、まず、1年以内に施行されます法改正に対応する事項を中心にご審議をいただき、パブリックコメントを経て、本年11月ごろに第一次のご答申をいただき、来年春ごろに最終答申をいただければと考えております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

**石井会長**      ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

国の土壤汚染対策法が改正されたことから、本府の大阪府生活環境の保全等に関する条例、このところを整合させるということでございます。

特になければ、本件についてはやはり集中的に検討いただく必要があると考えておりまして、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして、専

門部会を設置、それで議論したいと思います。既に土壌汚染対策検討部会というのがありますので、その結果を本審議会でご議論いただくというふうな順番でやらせていただければどうかと。まず、部会でご検討いただく、そして、この審議会にかけていただくという手順でございます。この方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**石井会長** ご異議が特にないということでございますので、事務局から部会の運営についてご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

**片山環境保全課長** それでは、資料1-3をごらんください。土壌汚染対策のあり方につきましては、前回、平成21年に土壌汚染対策検討部会を設置いただいて、ご検討をいただきました。資料1-3は、その際の運営要領を最近の部会の運営要領で用いられております表現に合わせるという形にいたしまして、案としてお示しをさせていただいております。

第1の趣旨は、審議会条例6条2項の規定により、条例に基づく土壌汚染対策のあり方について検討するため、土壌汚染対策検討部会を置くとしております。

第2の組織につきましては、条例6条3項の規定により、会長に指名していただく委員と専門委員で組織するとしておりまして、(1)の①で、本審議会の学識経験者の委員の方から3名程度、それから、②のそれ以外の専門の方から2名程度としております。また、条例6条4項で、部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たるとされておりますことから、(2)で、部会に部会長を置き、委員の中から会長に指名いただくこと、(3)で、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することとしております。

次に、第3の会議では、(1)で、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となること、(2)で、部会は2分の1以上が出席しなければ会議を開催できないこと、また第4の補則で、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるということとしております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

**石井会長** ありがとうございます。



ということで、土壌汚染対策検討部会でございますけれども、このような運営要領に従って運営したいということでございます。ご意見等、ございますでしょうか。

なければ、事務局からご提案いただいておりますこの運営要領で、原案どおりお認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**石井会長** ありがとうございます。

それでは、次の審議事項に参りたいと思います。

2番目でございます。大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方についてということでございます。ではまず、事務局からご説明お願いいたします。

**片山環境保全課長** 引き続き、環境保全課の片山でございます。失礼して、座らせていただきます。

お手元の資料2-1が、先ほどの諮問文でございます。

次の、資料2-2、A3横長の資料につきましてご説明を申し上げます。

左上でございます、諮問の趣旨をごらんください。大阪府生活環境の保全等に関する条例におきましては、カドミウム、水銀など、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある物質を有害物質として定め、これらを大気中に排出する施設につきまして排出規制を行っております。

水銀をめぐる国際的な取組みでございますけれども、平成25年10月に水俣条約が採択されました。この条約は、水銀の人為的な排出から人の健康や環境を保護するため、水銀の採掘から流通、使用、廃棄に至るライフサイクルにわたる適正管理と排出の削減を定めるというものでございます。

この水銀条約を受けまして、平成27年6月に大気汚染防止法が改正され、水銀を大気中に排出する施設に対して新たに排出規制が行われることとなり、来年4月1日に施行されることとなっております。

恐れ入ります、資料の右側の、水銀規制の概要の表をごらんください。

今申し上げました、生活環境保全条例におけます水銀の規制の概要でございますけれども、まず、趣旨、目的といたしまして、大気を良好な状態に保持するために規制を行うことにより、健康の保護、生活環境の保全を図るというこ

ととしております。

その下の、規制対象施設でございますけれども、条例では有害物質を排出する可能性がある施設として、134種類の施設を対象にしております、それらの施設に該当して、なおかつ水銀を大気中に排出するというものを水銀の規制対象としております。

また、規制基準につきましては、煙突などの排出口における濃度を規制するものでございまして、周辺住民が大気から水銀を吸入することによる健康影響を防止するという観点から設定しております。具体的には、下に式がございますが、個別の施設ごとに排ガスの量や排出口の高さ、最も近い建築物までの距離などを当てはめて規制基準を算出し、この濃度以下にするという規制でございまして、つまり、一律の基準を設定して規制しているのではなく、例えば排ガスの量が多い、あるいは周囲の建築物との距離が近いなど、周辺住民に影響を及ぼす程度が大きい施設ほど厳しい基準を課すということとなっております。

表の右側をごらんいただきまして、今回導入されます大気汚染防止法における水銀規制でございます。

趣旨、目的は、水俣条約の円滑な実施のため、規制をするということによりまして、健康の保護と生活環境の保全を図るというものでございます。

規制対象施設は、ここに記載しております、大きく分けて4種類で、なおかつ一定規模以上のものということでございます。下の中ポツにございまして、これらの法の対象施設のうち、条例の対象施設であって現在実際に府内に所在しておりますものは、廃棄物焼却炉だけでございます。

規制は、排出口における濃度規制でございまして、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという条約の趣旨に沿って、大気への排出量をできる限り抑制するという観点から、施設の種類ごとに一定の基準が設定をされてございます。

なお、その下に、大阪府におけます大気中の水銀濃度をお示ししております。右側の表でございまして、全国と比較をいたしましても大きな差はなく、国が定める指針値、40という数字でございまして、この値を十分に下回っているという状況でございまして。

以上のことから、今回大気汚染防止法の改正の趣旨を踏まえまして、条例に

基づく水銀の大気排出規制のあり方につきましてご審議をお願いするものでございます。

資料の左側の中ほどをごらんいただきまして、検討の内容の案でございますが、条例に基づく水銀の規制対象施設であって、法の規制対象にも該当する、すなわち施設が重なっているということでございますが、そういった施設に対する排出規制のあり方、また、法の規制対象には該当しない施設に対する排出規制のあり方、これらにつきましてご検討いただけましたらと考えております。

最後に、スケジュールでございますが、資料の左下の検討スケジュール（案）をごらんいただきまして、本日の諮問の後、ご審議をいただきまして、本年11月ごろに、パブリックコメントを経て答申をいただければと考えております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

**石井会長** ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明でございますが、ご意見、ご質問等あったら承りたいと思います。いかがでしょうか。

特にないでしょうか。法の改正に伴うということでございます。

本件につきましても、やはり集中的に部会でご議論いただくとさせていただければと考えております。大阪府環境審議会条例の第6条第2項の規定によって、部会を新たに設置するというので、こちらは対応部会が現在ないので、新たに設置させていただきたいと思います。そこでご検討いただいた内容をこの審議会でご議論いただくという方向でございますが、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**石井会長** では、お認めいただいたということにいたしまして、新しく設ける部会の組織、運営等につきまして、事務局からご提案ください。

**片山環境保全課長** それでは、資料2-3、運営要領（案）という資料でございますが、これをご説明いたします。

第1の趣旨でございますが、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方について検討するため、水銀の大気排出規制検討部会を置くとしております。

第2の組織につきましては、(1)の①で、本審議会の学識経験者の委員の方

から2名程度、②のそれ以外の専門の方から2名程度としております。

そのほかの記載につきましては、先ほどの土壌汚染対策検討部会と同じでございます。

ご審議よろしくお願いたします。

**石井会長** ありがとうございます。

この審議会に新たに水銀の大気排出規制検討部会というのを設置するということでございます。この運営要領の案でございますが、ご意見等、ございますでしょうか。

では、このご提案のような部会を設置してご議論いただくということで、お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**石井会長** ありがとうございます。

それでは、次の審議事項でございます。

3番目の、気候変動の影響への適応なんですが、実は下田委員が少しおくれておまして、後に回させていただければと思います。ご了解ください。

それでは、先に報告事項をやらせていただきたいと思います。

1番目が、温泉法に基づく温泉掘削等許可についてということでございます。これは、温泉部会長の益田委員からご報告をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

**益田委員** 益田でございます。では、報告させていただきます。

温泉部会は、平成29年2月23日に開催いたしました。その結果について報告いたします。それでは、お手元にお配りしております資料4をごらんください。

平成28年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請2件、温泉動力装置許可申請1件につきまして、審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたし

ました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。掘削の細かい情報、申請地などについては裏面にございます。ご参照にしてください。

以上でございます。

**石井会長** 益田委員、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にご異議はないということですね。

では、益田委員、どうもありがとうございました。

報告事項の2番目でございます。平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということでございまして、水質部会長の岸本委員からご報告をお願いできればと思います。

**岸本委員** 水質部会長の岸本でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料5-1から5-3に従いまして説明させていただきたいと思っております。

まず、資料5-1でございますが、そこに示されておりますとおり、平成29年1月24日付で知事から諮問がございまして、同日付で答申を行いました。平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてということで、その審議経過についてご報告申し上げます。

本件は、大阪府の環境審議会条例及び大阪府の環境審議会水質部会運営要領に基づきまして、水質部会の決議が本審議会の決議となるということになっております。

まず、資料5-2が答申の本体になりますけれども、大部でございますので、資料5-3を用いまして概要の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料5-3の1つ目、平成29年度測定計画の主な検討事項及びその結果でございます。

まず、①としまして、前回の環境審議会において河川の水質環境基準に係る類型指定について答申がなされまして、大阪府でこの答申に基づき、類型の指定が行われました。類型の指定に伴いまして、天竺川の測定地点を新たに環境基準点として位置づけましたことから、BODの測定回数を年4回から年12回に増やすなどの変更を行っております。

また、②として、「公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方」に基づきまして、測定地点及び測定回数について検討を行いました。具体的には、測定地点ごとに過去5年間の水質測定データを検証するなど、過去の検出状況、それから利水状況等を考慮いたしまして、測定地点・回数を設定しております。

以上のような検討を踏まえまして策定いたしました測定計画の内容を、2、3のところに記載をしております。

まず、2の公共用水域についてでございますけれども、河川の測定地点につきましては利水状況を考慮しつつ、それからまた、海域の測定地点につきましては地形とか潮流等を考慮いたしまして、汚濁状況を総合的に把握できるように設定をいたしております。平成29年度の測定地点数は、河川が100河川、139地点、海域が22地点となっております。また、底質につきましては、河川が50地点、海域が15地点で、これらの地点数につきましては前年度から変更はございません。実際の具体的な地点の図は、次のページ、2ページ目のところにお示ししております。

引き続きまして、測定項目でございますが、人の健康の保護に関する項目などを、次の3ページの表1のところにまとめさせていただいております。地点によって測定する項目数は異なりますが、健康項目、生活環境項目等につきまして、河川はおよそ90項目、海域は約60項目となっております。

4ページの表2には測定回数をお示ししております。この表は、原則として測定地点ごとに過去の検出状況や利水状況等を考慮の上、設定をしております。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、1ページ目の3つ目、地下水でございます。地下水の水質測定計画では3種類の調査を行います。1つ目が、府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するための概況調査、2つ目が、概況調査等によりまして新たに発見された汚染につきまして、その原因究明等を行うための汚染井戸周辺地区調査、3つ目が、汚染井戸周辺地区調査によりまして確認された汚染地域の監視のための継続監視調査でございます。

測定地点につきましては、概況調査は毎年地点の見直しを行いまして、継続監視調査は地点の追加や終了により、地点数が変動するようになっております。平成29年度は、概況調査を75地点、継続監視地点を141地点としており

ます。

測定項目は、概況調査につきましては、環境基準項目でありますカドミウム等の28項目、それから、気温等の一般項目が6項目となっています。

測定回数は、概況調査及び継続監視調査について、各測定地点において原則として年1回以上としています。

以上のとおり、水質部会における審議の結果、平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画を、資料5-2の冊子のとおり承認をいたしました。

続きまして、5ページから、参考資料といたしまして、公共用水域及び地下水に係る水質の現況をまとめておりますので、簡単にご紹介させていただきます。なお、平成28年度の公共用水域及び地下水の測定結果につきましては、現在大阪府において関係機関の調査分の取りまとめを進めているところでございまして、8月ごろに公表予定であると伺っています。ここでは、平成27年度までのデータを中心に、一部28年度の速報値を加えたものをお示ししております。

まず、(1)公共用水域の①河川でございますけれども、河川の代表的な汚濁指標でありますBODについて、環境基準に係る類型別の達成状況を表1にお示ししております。環境基準の達成率は、長期的には改善傾向にございまして、平成28年度の達成率は、速報値ではございますが、過去最高であった前年度と同じ96.3%となる見込みと伺っています。

また、図1には、府内の主要河川のBOD濃度をお示ししています。いずれの河川も、改善または横ばいの傾向で推移をしております。

続きまして、6ページの表2をごらんください。こちらには、海域の代表的な指標でありますCODの、大阪湾における環境基準の達成状況をお示ししております。平成27年度は、大阪湾(5)の水域が環境基準を達成しましたことによりまして、達成率が75.0%となりました。これは、昭和56年度以来、34年ぶりに66.7%から向上したということになります。なお、平成28年度においても、達成率は同等となる見込みと伺っています。

また、図2には、大阪府の測定地点におけるCOD濃度の推移をお示ししております。近年、緩やかな減少または横ばい傾向となっております。

次に、7ページに移りまして、(2)地下水でございますけれども、平成27

年度は75地点で概況調査を実施し、73地点で環境基準を達成しております。

図3には、過去10年間の概況調査における環境基準達成率の推移をお示ししております。達成率はおおむね横ばい傾向となっております。

また、表3には、概況調査における環境基準の達成状況をまとめています。平成27年度は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が、それぞれ1地点におきまして環境基準が未達成となっております。なお、環境基準が未達成の地点につきましては、必要に応じて汚染範囲や原因究明の調査を実施するとともに、飲用井戸である場合には飲用指導を行っています。

今回は、平成27年度のデータを中心にご紹介しておりますが、28年度の結果につきましては、大阪府で引き続き公表に向けて取りまとめをよろしくお願いいたします。

平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についての水質部会からの報告は以上でございます。

**石井会長**      ご説明どうもありがとうございます。

それでは、岸本委員からのただいまのご説明でございますが、何かご意見、ご質問、あったらお願いいたします。いかがでしょうか。では、土井委員から行きましょうか。

**土井委員**      府議の土井達也です。初めまして。

これそのものには全然問題意識を持ってないんですけども、このバックグラウンドになる数字、この数字が本当に正しいのかどうかという。先生のところじゃなくて、大阪府の問題になるんですけど。数年前に私、協会の方からいろいろ伺ったときに、ああ、そんな問題あるんですかという、いろいろ聞かせてもらって、調査や検査の数字の精度管理、これがどうなっているのか。この数字って、今までも出てきましたけども、水質だけじゃなくて環境審議会のいろんな面にわたる話だと思いますので、入札とか随契とか、もろもろあろうかと思うんですが、精度管理について担保、本当はできるんやけど、どれくらい担保しながらやっているかというところを、そんな簡単にはしゃべれないかもしれませんが、大まかに、できればお話をいただければと思うんですが、よろしく申し上げます。

**石井会長**      先に質問だけ受けましょうか。永藤委員。



永藤委員      ご説明ありがとうございました。

資料5-3で、6ページ目の環境基準達成状況についてお聞きしたいんですが、大阪湾の(3)と(4)が、毎年3分の0、4分の0という状況なんですが、これを3分の3、4分の4にしようと思ったら、どのようなことを行っていくべきなのかが1点。

もう1つ、お聞きしたいと思います。7ページ目の地下水です。こちらの達成状況は大体90%台を維持していて、高い水準だと思うんですが、これは100%を達成してなくても90後半が出れば満足とみなすのか、やっぱりこれは100を目指して頑張っていかなきゃいけないよねと思われるのか、このあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

石井会長      先に質問だけ受けちゃおうと思うんですが、ほかにございますでしょうかね。

1つ目は、あまりにも大きな質問なんですが、岸本委員、2つとも行きますか。

岸本委員      まず一応。詳しいことは事務局に聞きますが。

石井会長      フォローは事務局からお願いして、じゃ、お願いします。

岸本委員      基本的には、このようなモニタリングをして、そのデータに基づいて水質部会で環境の保全状況のよしあしを判断しておるわけです。そのデータにつきましては、基本的には、国家資格である環境計量士が証明をつける形になっていると思います。例えば工場で水質を管理されるとなると、環境計量士がきちんと法律に基づいて、法律に基づいた精度管理のもとで正しいものであると保証しています。環境計量士の仕組みがだめだと言われると困ったこととなりますが、我々としては出てきた数字は信用しないといけないかなということで、基本的にはそこを疑って評価をしているわけではないという形です。

こちらは、補足があれば事務局の方からお伺いしたいと思います。

石井会長      じゃ、先に2点目、答えて。

岸本委員      あと、2点目です。まず、大阪湾の(3)、(4)の部分でございませうけれども、3分の0、4分の0という形で、なかなか環境基準の達成率がよろしくない状況にあります。これは私、今、地点番号と実際の場所が十分リン

クしてないんですが、どうしても海域の水質というのは、外洋というか沖合の部分との水の交換でもって、ある意味、拡散で汚濁負荷が消散していくようなところがございまして、水のだよみがあるようなところはどうしてもやはり達成率がなかなか上がらない状況にあります。

といいますのも、周辺の大阪の河川等から流入してくる部分は、下水処理場の整備だとかそういった形で、かなり改善していることは間違いのないんですが、一方で、過去の放出された有機物が、当然底泥に残っているわけですね。そういったものが溶出してくるという現象がございまして、これはさすがに今、周りから流入を完全にとめても、その部分はとまらないということがございまして。その部分は、ある程度水の交換があると希釈効果が出ますので、その影響は小さくなって、数値が下がるんですが、湾奥部のようなどうしてものだよみの強い部分につきましては希釈効果も小さいということで、過年度の蓄積状況でもってなかなか改善が難しいというのが現状でございまして。

これは、大阪湾に限らず、要は閉鎖性水域と言われるところは全般にそうです。海域もそうですし、湖なんかと同じように閉鎖的で、底の方にどうしても有機物等がたまりますので、例えば琵琶湖なんかでも環境基準は今まで全然全うできてないという状況がずっと続いておりまして、このあたりについてどのように対策をしていけばいいかというのは、これは科学的にもまだ答えの出ないところではございまして。

とはいえ、府としては当然新たな汚濁を引き起こさないように、そういった汚染物の排出、汚濁物の排出を抑制していくことは進めていくべきではないかと考えています。

それから、もう1つが。

**永藤委員** 地下水。

**岸本委員** 地下水につきまして、もちろん100%が好ましいということはそのとおりでございまして。ただ、地下水につきましては、一応経年変化という形でお示しをしておりますけれども、実はこれ、毎年測定地点が変わっています。これは概況調査でございまして、概況調査は大阪府下にたくさん井戸がございましてけれども、それを年度ごとにローテーションして測定地点を変えてしております。地点が変わっているものですから、同じ地点をずっとモニタリン

グしているわけではないので、どうしても若干のこぼこが出てしまうということがございます。達成率はいくらであれば良いというものではなく、100%がもちろん望ましいんですが、基本的には環境基準というのは努力目標でございまして、可能な限り100%に近づけていく努力をしていくということが求められていることではないかなと考えています。

**石井会長** 岸本部長、ほぼ完璧に答えていますけど、片山課長から補足があったらお願いします。

**片山環境保全課長** それでは、1つ目のご質問の精度管理のことについて、岸本部長のご説明にちょっと補足をさせていただきます。

基本的に、部長のご説明にありましたように、計量証明書をつけてということで、法的な責任を持っているということで、測定がされるということでございます。私どもは、公共用水域の調査、地下水もそうでございますけれども、基本的に入札でもって民間業者の方に委託をするという形態でございますけれども、精度管理といたしましては、環境農林水産総合研究所でいわゆるクロスチェックというものを行ってございます。つまり、同じ検体を分析して、精度上問題がないかどうかをチェックするということを定期的にやっておりますので、そういった点からも精度管理というものを非常に重要だと考えておりますので、対応しておるといところでございます。

以上、補足でございます。

**石井会長** ありがとうございます。

ご質問いただいた土井委員、永藤委員、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**石井会長** ありがとうございます。

それでは、ほかのご意見等、ございますでしょうか。ないようでしたら、この部分を終えたいと思います。

また引き続き、岸本部長にお願いしなきゃいけないんですが、報告事項の3でございます。ほう素等の排水基準に係る経過措置についてということでございます。水質部長の岸本委員、お願いします。

**岸本委員** それでは、引き続きまして、ほう素等の排水基準に係る経過措置についてご報告を申し上げます。

まず、資料6-1をごらんください。

本件につきましては、平成28年11月14日に知事から諮問がございまして、11月14日及び本年の1月24日に水質部会を開催いたしまして、審議を行いました。

なお、こちらにつきましても、大阪府環境審議会条例及び大阪府環境審議会水質部会運営要領の規定に基づきまして、水質部会の決議を大阪府環境審議会の決議とするようになっております。

資料6-2が実際の答申の本体でございますが、大部でございますので、その概要版を資料6-3としてご用意しておりますので、こちらに基づきまして概要の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の審議の経過でございますが、大阪府では上乘せ条例によりまして、水質汚濁防止法の対象事業場に対して、また、生活環境保全条例によりまして条例対象事業場に対しまして、それぞれカドミウム等の有害物質に係る排水基準を定めております。

有害物質のうち、ほう素、ふっ素、アンモニア等につきましては、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業所に対しまして、経過措置として暫定排水基準というものを定めています。この暫定排水基準が平成29年3月31日に適用期限を迎えることから、その後の経過措置について審議を行ったものでございます。

次に、ほう素に係る排水基準について説明します。2番です。まず、一般排水基準の適用状況と、暫定排水基準について説明します。1ページ目の表1をごらんください。

法対象事業場に対しましては、法律の排水基準が適用されていますが、府では上水道水源地域の事業場に対しましては、上水道水源保護の観点から、上乘せ条例でより厳しい基準を適用しております。また、ほう素の海域に排水する事業場に対する基準につきましては、法では海域以外に排水する事業場よりも緩い基準が適用されておりますけれども、府では公共用水域の水質保全の観点から、上乘せ条例で海域以外に排水する事業場と同じ基準を適用しております。さらに、生活環境の保全条例対象事業場に対しましては、法対象事業場に対する基準と同じ基準を適用しております。

これらの一般排水基準適用に当たりましては、法・条例に基づきまして、経過措置として、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しまして、期間を定めて暫定排水基準を適用しておりまして、この経過措置は過去3年ごとに見直されてきました。平成29年3月31日までは、これらの事業場に対して、表1の網かけ部分、こちらに示すような一般排水基準に変えて、暫定排水基準を適用しております。

それでは、検討の結果の説明に移ります。2ページ目をごらんください。

まず、検討に当たっての基本的な考え方を審議しました。暫定排水基準は可能な限り早期に廃止すべきという考えのもと、表2に示しますような5つの考え方を設定いたしました。なお、これらいずれの考え方も、前回3年前に検討を行った際の考え方と同様の内容となっております。それから、表2の(1)から(3)につきましては、法対象事業場の暫定排水基準に関する考え方と同じです。

(1)は、上水道水源地域の事業場に対する暫定排水基準については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に廃止するというものでございます。

(2)は、上水道水源地域以外の地域の旅館業等に属する日平均排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満の事業場に対する暫定排水基準については、法の50立方メートル以上の事業場に対する基準を適用しておりまして、引き続きこの考え方に沿って適用するというものでございます。(3)は、海域に排水する事業場に対するほう素に係る暫定排水基準につきましては、公共用水域の水質保全の観点から、上水道水源地域以外の地域に適用する基準と同様の基準を適用するというものでございます。(4)は、条例対象事業場に対する暫定排水基準に関する考え方をございまして、法対象事業場に対する基準と同様の基準を適用するというものでございます。(5)は、適用期間に関する考え方をございまして、暫定排水基準の一定の適用期間を設定するというものでございます。

このような考え方のもと、平成28年7月に見直されました法の暫定排水基準、府域の事業場の排水実態等を踏まえて検討を行いまして、暫定排水基準の案を取りまとめました。その次のページに移っていただきまして、4番、暫定排水基準の案でございます。

まず、法対象事業場に対する暫定排水基準の案についてです。3ページの表3をごらんください。この表の見直し後の欄で、廃止としているものは、暫定排水基準を廃止することが適当と判断したものでございます。すなわち、これらにはより厳しい一般排水基準が適用されることとなります。また、数字が入っているものは、基準を強化した上で、暫定排水基準を引き続き適用することが適当としたものでございます。変更なしとしているものは、引き続き平成29年3月までの暫定排水基準と同じ基準を適用することが適当と判断したものでございます。

また、条例対象事業場に対する基準については、表4に示しますように、法対象事業場と同様の基準を適用することが適当であると判断しました。

次に、5番、暫定排水基準適用期間の案でございますが、次のページです。適用期間につきましては、平成29年4月1日からの3年間とすることが適当と判断しました。また、既設事業場に対する周知期間につきましては、設けなくても支障はないと考えております。

6番の、経過措置の案に対する府民意見等の募集結果でございますが、以上の経過措置の案につきまして、府民の意見等を募集いたしました。その結果、そこに示しておりますような1件のご意見が寄せられましたが、本案の趣旨に沿ったご意見でございまして、本案の修正は必要ないと判断いたしまして、ほう素等の排水基準に係る経過措置について、平成29年1月24日に知事に答申をいたしました。

なお、府においては、本答申を受け、上乘せ条例と生活環境保全条例施行規則を改正し、本年4月1日より、ほう素等の排水基準に係る経過措置を適用しているということでございます。

説明は以上です。

**石井会長** どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明に対しまして、ご意見等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。特にないでしょうか。

それでは、お認めするということでよろしいでしょうか。岸本委員ほか部会の皆さんには、精力的にご議論いただき、2つの報告をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、続きまして4件目の報告でございます。第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）につきましてお願いしたいと思います。これは野生生物部会でやっておりますが、部会長は実は私でございます、私だとやりにくいということもありまして、部会長代理の前迫委員にご説明をお願いしたいと思います。では、よろしく申し上げます。

**前迫委員** 失礼いたします。前迫でございます。

たくさん資料がございまして、お手元でございます資料7-1、そして、資料7-2-1、7-2-2、7-2-3とございます。その概要版が資料7-3-2と、7-3-3と、もう1つ、7-3-4です。ということで、本紙と概要版、両方つくっていただいておりますので、資料数が非常に多くなっておりますけれども、ごく簡潔にご説明申し上げたいと思います。

まずは、資料7-1をごらんください。

ここに、先ほどの第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画についての部会報告ということでまとめてございます。これを読み上げさせていただきますと、平成28年10月3日に知事から諮問のあった、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条の規定に基づく大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定について、また法第7条の2の規定に基づく、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画の策定及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画の策定について、平成28年10月3日、平成28年12月9日及び平成29年3月6日に野生生物部会を開催し、審議を行ったと。

審議の結果、平成29年3月6日に答申を行ったので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第6項の規定に基づき報告するというので、ここに至っているということで、以下、内容について報告をさせていただきます。

まず、概要版というところを見ていただきますのと、あと、主には資料7-3-1に、それぞれの鳥獣3計画の策定の位置づけ、計画期間、変更点等をまたまとめていただいておりますので、主には資料7-3-1をごらんいただければ概要がお示ししてあるということになっております。

資料7-3-1は、今、鳥獣3計画の策定についてということの位置づけで

あるということですが、それぞれの計画の位置づけについては、大阪府鳥獣保護管理事業計画というものがございまして、ここには、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物の多様性を維持することを基本として、都道府県の実施する鳥獣保護管理事業について、基本的な考え、施策のあり方などを示しております。鳥獣保護管理法第4条の規定に基づいて、環境大臣が定める基本指針に則して、都道府県知事が策定する計画という位置づけになっております。

前計画が平成28年度で終了することに伴いまして、新たな計画の策定を行ったということございまして、計画期間は29年4月1日から34年3月31日までの5カ年ということでございます。

続きまして、前計画からの主な変更点ということになりますけれども、これは鳥獣の捕獲許可に関する事項が盛り込まれておりまして、野生の鳥獣は原則として捕獲することはできませんが、農林業被害を起こしている鳥獣については、有害鳥獣として捕獲許可をとれば捕獲することが可能になっているということです。

このことにつきましては、環境省の基本指針においても、農林業者が自ら行う捕獲に関する規制のあり方について改正されました。環境省の基本指針というのは、小型の箱わな等によって、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア、これは全部外来種ですが、こういった鳥獣を捕獲する際に、農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内で捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなどの条件を満たせば、狩猟免許を有しない者に対しても許可できるというものでございます。このことに倣いまして、大阪府の管理計画においても内容を反映させた形にしたというところです。

シカとイノシシなんですけれども、大阪府のシカの鳥獣管理計画と、大阪府のイノシシの第二種鳥獣管理計画の位置づけについて、同様に、農林業被害を起こすものについては、個体数の適正な管理が必要と知事が認めたものについては策定したということになっておりまして、この計画の期間というのは、第12次計画と同様に、平成29年4月1日から34年3月31日までの5カ年ということになっております。

それぞれについて内容を申し上げますと、両方の計画とも視点としては、こ



れまでは捕獲頭数を目標にしておりましたが、新しい計画では、府内でも特に農林業被害が深刻なもの、あるいは大きい地域をなくすという、数値ではなく、農林被害が深刻であるという意識のところをなくしていく目的に変わったというところがございます。

資料7-3-1に、シカの被害地とイノシシの被害地というか、被害強度です。これはアンケートによるものでもありますけれども、被害強度が、濃くなっているところは被害が大きいと、薄いところはないというところです。シカについては、以前、高槻とか、箕面とか、能勢とか、地域が分かれていたところがもう連続的になっておきまして、北の方につきましては、全体的にシカの被害が大きいということになっております。イノシシにつきましては、都市部を除く、大阪府ほぼ全域に生息しているというところになっているわけがございます。

その部分について、主な変更点は、第12次計画におきましては、これ、環境省の先ほどのものを反映している形になっておりますけれども、農林業者が自らの事業地内でアライグマ・ヌートリア等を捕獲する場合、一定の条件を満たせば、狩猟免許を有しない者でも、捕獲を可能とするというところです。

シカ計画につきましては、管理の目標としては、被害が深刻な地域、農業被害強度4、被害が大きいと回答されたところですが、これを超える地域をなくすというところです。個体密度にすると、1平方キロメートル当たり10頭というところになっておりますけれども、この数値もさることながら、被害が大きいという意識を持たれたところをできるだけなくしていくということが今回の大きな変更点かと思えます。

イノシシの計画におきましても、管理の目標としては、シカと同様でございますけれども、被害が大きいという4の地域、これをなくすということです。ここは、頭数というよりも、銃猟平均目撃効果というものを1日1人当たり0.15頭という、目撃の数値を一応1つの目安にはしておりますけれども、被害強度というところでは5段階で評価しているというところがございます。

こういった変更点をもとに、計画の策定を新たに行ったというところがございます。

これは、平成28年10月3日、以下、先ほどから繰り返している、3回に

わたって開催いたしました大阪府環境審議会野生生物部会において審議し、答申を行っております。また、政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るために、平成29年1月27日から2月27日の1カ月にわたりましてパブリックコメントを経て計画を策定し、大阪府広報で公表するとともに、環境大臣等、関係機関への報告も行っているところでございます。

また、本年4月1日より、新たな計画に基づいた対策に取り組んでいるというところでございます。

以上、非常に簡単ではございますけれども、鳥獣3計画の策定についてご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

**石井会長**      ご報告ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明でございますけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

今年度から5カ年ですけれども、12次の計画に入るということで、シカ、イノシシについても、同じく5カ年の新たな期間に入ります。

よろしいでしょうか。では、土井委員、お願いします。

**土井委員**      単純に、教えてください。シカとイノシシでシカの方なんですけど、資料7-3-3で、生息区域ってありますよね。生息市町村は北の方にありますよという地図が出ていますよね。生息地域外で、捕獲で丸の点を打っているところが2カ所ありますね。これ、捕獲されているということは生息してるのちやうんかなと単純に思うんですが、これは生息地域じゃなくて、何ていうんですかね。

**前迫委員**      そうですね、たまたまなのか、もう居ついているのか、その辺は明確ではないというところで、1頭。これまで生息しているというのが、主に箕面と、能勢と、高槻ということで、そこはもう生息地と被害を把握していた地域なんですけど、そこ以外でも一応これは捕獲されたということなんですけど、それがたまたまの1頭であるのか、あるいはもう生息が広がっているのかというところの確認がまだ明確ではないというところで、とりあえず1頭とれたということの丸になっているかと思えます。

以上でございますが、事務局からまだ補足がございましたらお願いしたいと思えます。

**山本動物愛護畜産課長** 動物愛護畜産課長の山本でございます。

この捕獲、先ほど前迫委員からもございましたように、たまたまというか、やっぱりとれた匹数が少ないというところで、捕獲頭数の単発ということにさせていただいて、北摂地域については、常に捕獲頭数がかなりの頭数が上がってきておりまして、このあたりについては常に生息していると。単発でとれたところについては、県境でもございますし、他府県から移ってきた個体の可能性もあるのではないかと考えておるところでございます。

**土井委員** ありがとうございます。

もう1つ、教えてください。農業被害強度で捉えていきましょと。これ、農業被害強度というのは農家さんの気持ち次第ですよ。これ、今までもはかられていると思うんですけど、今までの事例も教えていただいて、どんなふう  
に気持ちを回収していくのかというのを教えてください。

**前迫委員** 恐れ入ります、アンケート内容については、事務局からよろしくお願  
いいたします。

**山本動物愛護畜産課長** 引き続きまして、動物愛護畜産課長の山本でございます。

このアンケートにつきましては、JAのご協力をいただきまして、農業実行組合長に農業被害のアンケート調査をしてございます。平成27年度につきましては、約1,000地区の実行組合長にアンケートをいただきまして、その結果を反映させた結果でございます。

以上でございます。

**石井会長** ほかはよろしいでしょうか。

では、前迫委員、ありがとうございました。

では、続きまして、5件目の報告事項でございます。基金活用事業等の審査結果等についてということで、ここにつきましては、環境・みどり活動促進部会長の増田委員からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願  
いします。

**増田委員** それでは、資料8に基づいてご報告をさせていただきたいと思  
います。

環境・みどり活動促進部会では、資料8に示しておりますように、平成28年12月6日に第6回部会を開いて、審議を行っております。審議結果に関し

ましては、大阪府環境審議会条例第6条第7項及び大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第4の(4)の規定に基づきまして、部会での決議を本審議会の決議として扱わせていただいています。

議題内容は、1つは、みどりづくり推進事業の審査、もう1点は、おおさか優良緑化賞の審査についてです。

1ページの2をご覧ください。まず、みどりづくり推進事業の審査結果ですが、みどりづくり推進事業というのは、大阪府みどりの基金を活用し、地域住民等の協働によります樹木の植栽、園庭の芝生化等の緑化活動に助成を行う事業で、平成28年11月1日から11月22日に募集があったものです。

この応募のあった申請2件につきまして、活動内容や十分な管理体制、維持管理計画が適切かどうかといった5つの審査基準に基づいて、各委員の評価点をもとに事業の順位づけをいたしまして、6割以上の評価点を採択妥当と判断しており、この2点を採択が妥当であると判断しました。

1点は、菩提幼稚園園庭緑化委員会の104平米の緑化と、2点目は、みどり愛好会くすのき会の1052.1平米のフィールドの芝生化という内容です。

裏のページに行ってくださいまして、おおさか優良緑化賞の審査について。これは、大阪府自然環境保全条例等に基づいて、建築物の敷地緑化のうち、都市環境の改善に貢献する緑化、建築物敷地内の魅力向上に資する緑化、あるいは、先導的な緑化手法の採用など他のモデルになる緑化等を顕彰するものです。

4点の応募があり、緑量であったり、周辺環境との調和であったり、緑の配置やデザイン性について、さらに、緑は生き物ですので、維持管理が適切に行われているかどうか、この7つの項目から審査した結果、大阪府知事賞1件、奨励賞3件、を选考いたしました。

大阪府知事賞は、新ダイビル 堂島の杜。これは昔、全国的に先駆けて屋上緑化をしていたビルで、ビルの建て換えに伴って、屋上部の緑を一部地上部へおろしたといったところで、生物多様性に関してもモニタリングをきっちりとされる、あるいは遺伝子混合が起こらないように、大阪平野の植物を植栽するというので、これは生物多様性賞も重複受賞といたしました。

奨励賞は、この3件は全て公共住宅ですけれども、1件はパークホームズノースゲートスクエア、2点はシンフォニア新千里南町ガーデンズ、3点目がジ

エイグラン・エル茨木です。

以上、部会の報告です。

**石井会長** ご報告どうもありがとうございました。

ただいまのご報告ですけれども、ご意見等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、増田部会長、どうもありがとうございます。

それでは、報告事項の6件目でございます。循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定についてということでございます。リサイクル製品認定部会長の貫上委員からご説明お願いいたします。

**貫上委員** リサイクル製品認定部会、部会長の貫上でございます。本日、授業の関係で遅れましたことをお詫び申し上げます。

それでは、部会でリサイクル製品の認定につきまして審議した結果を、資料9に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目でございますが、平成29年2月3日に知事から諮問がありましたリサイクル製品の認定につきまして、リサイクル製品認定部会を開催しまして、審議を行いました。部会開催日と同日付で審議会の会長名で知事に答申をしましたので、大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領に基づきまして報告したいと思っております。なお、審議結果につきましては、同要領に基づきまして、部会の決議を環境審議会の決議といたしております。

それでは、2ページ目をごらんください。

2ページ目の上の方の表の概要でございますが、平成28年度第2回目としまして、大阪府が10月17日から11月11日にかけて認定申請を募集しましたところ、22件の製品の申請がございました。例えば廃木材を使用した木製品や、再生材料を使用したプラスチック製品など、申請がございまして、循環資源の配合率とか、JISの規格等の各種規格への適合度合い等を部会で審議いたしました。

その結果、22の申請がございました全てにつきまして、認定することが適当と認めることにいたしました。

3ページ目をごらんください。別紙、横長の表でございます。

これが申請のございました22件の詳細な内容でございます。申請者なども

含めて、一覧で示しております。

これらにつきまして、平成29年3月1日付で、大阪府が製品の認定を行いました。

もう一度2ページ目にお戻りいただきまして、そのページの真ん中以降に、参考1、2、3とございますが、特に一番最後の参考3をご覧くださいまして、今回の22件を含めました、認定製品全ての現況でございます。繰り返しリサイクルされる製品として、1回だけではなくて何回も繰り返して利用されるなにわエコ良品ネクストという認定の区分けを設けておりますが、それが23製品です。1回限りのリサイクル、1回パスのものがなにわエコ良品というもので239製品、合計262製品を今、認定しているということになっております。

今回認定しました22製品の一部につきましては、ちょうど入り口を出たところ、受付の横で展示しておりますので、もしよろしければ、お帰りのときにご覧いただけたらと思います。

リサイクル製品認定部会からは、報告は以上でございます。

**石井会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告ですけれども、ご意見等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、貫上委員、どうもありがとうございました。

それでは、下田委員が来られていますので、審議事項の3に戻らせていただきます。皆さん、すいませんけど、資料3-1と3-2、戻していただけますでしょうか。

審議事項の3、気候変動の影響への適応についてでございますけれども、昨年11月の本審議会におきまして、大阪府から諮問のあったものでございます。温暖化対策部会におきまして集中的にご審議をいただき、今般、部会としての報告を取りまとめていただいております。では、部会長の下田委員、どうぞよろしく申し上げます。

**下田委員** 温暖化対策部会、部会長の下田でございます。本日、講義の関係で少し遅刻いたしました、議事次第が前後いたしました。失礼いたしました。

先ほどお話がございましたように、諮問がございました気候変動の影響への

適応についてということで、温暖化対策部会で3回審議を行いまして、本日の部会報告を取りまとめてございます。

まず、資料3-2のところを1ページめくっていただきますと、目次がございます。全体の構成といたしまして、「気候変動の影響への適応に係る国内外の動向」ということと、それから、「大阪府域の概況と気候変動」、それらを受けまして、Ⅲの「大阪府域における適応の方向性」という、3つの章から構成した資料となっております。以降、非常に内容が多うございますので、資料3-1で全体をまとめております。そちらで説明をさせていただきます。

左上、まずI章、「気候変動の影響への適応に係る国内外の動向」ということで、地球温暖化に関する科学的知見というのは、これはIPCCの第5次評価報告書からとっておりますけれども、世界の平均地上気温は1880年から2012年までの間で0.85度上昇したと。すなわち、現在までで既に1度近く、地球温暖化によって気温が上がっている。さらに、今世紀末までの世界平均地上気温は、最大4.8度上昇すると予測されていると。これは、これからの温室効果ガスの排出削減努力によるわけでございますけれども、ただ、どんな努力をいたしましても、産業革命以来、2度か1.5度といっている状態でございますから、さらに1度程度くらいは上がるということが予想されていると。

とすると、温室効果ガスの削減をするという、これを「緩和」と申しますけれども、それだけではなくて、不可避に上がってしまう気温に対して、いかに我々の健康でありますとか、あるいは社会経済活動を守っていくかと。これが「適応」と申しまして、これまでなかなか出てこなかった言葉なんですけれども、そういうことをやっていかないといけないと。それによって気候変動のリスクを抑制していくんだということが、現在の流れになっております。

その下にございますように、おととしの12月に採択されましたパリ協定におきましても、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和とさらに適応について言及いたしまして、各国で適応についても計画を立てるということがうたわれてございます。

それを受けまして、国といたしましても、「気候変動の影響への適応計画」が2015年11月に閣議決定をされております。気候変動によるさまざまな影響に対する適応に関しまして、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、基本的

な進め方、分野別施策の基本的方向性、基盤的・国際的施策を定めた政府初の計画ということで、まだ本当に基本的なところでございますけれども、計画としても出ていると。その中で、地方公共団体においても気候変動の影響評価の実施や、適応計画の策定及び実施の必要性に言及がされているということで、今回の大阪府としての計画の案づくりということになったわけでございます。

Ⅱ番目の、「大阪府域の概況と気候変動」というところを見ていただきまして、気候変動の現状でございますけれども、8月における日最高気温の平均は1000年で2.3度上昇していると。日最低気温の平均は1000年で2.4度上昇、1月における日最低気温の平均は1000年で2.4度上昇ということで、これは地球温暖化の影響と、それから大阪府は非常に影響の大きいヒートアイランド現象の影響が両方重なって、これだけの気温上昇になっているということでございます。

例えば、日最大1時間降水量や日最大10分間降水量において、2010年代に史上1位の記録を観測ということで、その下の右側の表を見ていただきますと、日最大10分間でとった場合、それから右側、日最大1時間でとった場合の降水量でございますけれども、歴代3位までの6つの数値のうち、アンダーラインの引いてある3つがこの数年間のうちに出ているということで、これは地球温暖化あるいはヒートアイランド現象も関係しているんだと思いますけれども、そういうことで、これからますますこういう集中豪雨が増えてくるということでございます。

それから、気候変動関連データといたしまして、熱中症による救急搬送者数でございますけれども、昨年度3,690人。ですから、夏の暑い日でいいますと、毎日数十人の方が救急車で搬送されているという状態。さらに、1年間で重症になられた方が22名、亡くなられた方が3名という状態にございます。3,690という数字は、大阪府が全国の中で1番でございます。人口当たり標準化いたしますと少し低くなるんですけれども、ただ、こういう数字が数年同じように続いているという状態でございます、やはりこれも看過できない状況にあるということでございます。

さらに、気候変動の将来予測として、年平均気温は現在気候に比べて、将来気候、21世紀の末で考えますと約2.8度上がると。年降水量は、将来気候で



150ミリ程度増加すると予測。日降水量100ミリ以上の年間日数は、将来気候では2倍以上に増加するという一方で、特に降水量、量だけではなくて、やはり集中豪雨、短時間強雨というのを少しこれからさらに見ていかないとけないということがございます。

以上の状況を受けまして、右側のページになりますけれども、「大阪府域における適応の方向性」ということで、大阪府域における適応の意義として、日本のほかの地域と比べ気温の上昇が早いこと。これは、先ほど申し上げましたように、ヒートアイランド現象の影響もあるということがございます。そして、人口や産業が集中していること、それからもう1つは、国際空港とか国際港湾を持っているということもございまして、地域レベルにおける気候変動の影響のリスクをほかの地域より多く抱えている可能性がある。影響が生じると考えられる各分野の取組みに適応の視点を取り込んでいき、リスクの回避・低減の取組みを長期的に進めることが重要であろう。もちろん、温室効果ガス削減を図っていく緩和と、今申し上げている適応とを両輪として温暖化対策を進めることが必要であろうと考えてございます。

右側の囲んであるところに、適応において大阪が目指すべき社会の姿ということで、あらゆる主体の参加・行動のもと、地域特性を踏まえた適応の取組みが浸透し、気候変動による府民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への影響を回避あるいは最小化し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」大阪ということをやっています。

その次に、2番といたしまして、ここ10年くらいを想定いたしまして、7分野、ここではそのうち4つ挙げておりますけれども、7分野についての気候変動の予想される影響と、講じるべき適応の方向性というのをまとめてございます。

まず、農業、森林・林業、水産業では、高温による水稲ですとか果樹等の品質低下の可能性があると。例えば大阪府の特産の水ナスの艶がなくなるという可能性も想定されてございます。それに対して、適応の方向性として、高温障害を回避するための栽培技術の実施や検討ということが挙げられております。

次に、自然災害・沿岸域に関しましては、短時間強雨の増加による水害の増加というものがございまして、これについては、堤防や洪水調整施設等の整備と既存ストックの機能向上、及び長寿命計画に基づく適切な維持管理ということを挙げております。

次に、健康ですけれども、気温上昇による熱中症リスクの増加と。これは、気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等の適切な実施ということです。例えば熱中症の話でございますと、先ほど申し上げた、特に重症になられた方、亡くなられた方というのが、どういう状況でどの場所で発生しているのかというのを見ていくことによって、適応的にどう捉えていくのかというのがもう少し明らかになってくるんじゃないかと考えてございます。そのほか、健康では、数年前に東京で問題になりましたデング熱等の問題も、こういうところに入ってくるところでございます。

それから最後に、府民生活・都市生活ということで、都市の気温上昇による快適性の損失ということで、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するためのクールスポットの創出ということが書かれてございます。

あと、水環境とか自然生態系、産業・経済活動についても、このように影響と、それに対する適応の方向性をまとめてございます。

最後、3番でございますけれども、「適応の推進にあたっての考え方」ということで、適応の順応的な推進。気候変動の影響というのはまだ不確実性が大きいものでございますから、環境が変化して行って、対策をそれに対して変化させていくという順応的なアプローチを行って、柔軟に取組みを推進していくことが重要であろうということ。

それから、科学的知見の充実とかリスク評価の促進というのがございまして、科学的知見の収集等とともに、得られた知見の庁内・市町村との情報共有、府民・事業者等への情報発信により、日常生活や事業活動等におけるリスク評価を促進していくということが重要であろう。

さらに、適応に関する普及啓発ということで、適応という言葉自体、まだかなり認知度は低い状況にございますので、府民や事業者等を対象に、適応に関する理解を深めていただいて、実際の行動につなげていくための普及啓発というのをやっていく必要があるだろうと。

それから、適応の推進体制としては、気候変動の影響への適応の取組みは、今後長期にわたって実施することが必要であり、それから、この取組みを推進していく上で、先ほど見ていただいたように、これ、例えば大阪府庁内の部署でいっても、かなり広い部署に対応していただかないといけない事象でございますから、そういう体制の整備ですね。適応を行っていくための体制づくりというのが不可欠になってまいります。

それから、適応の方向性を見直しということで、先ほど（１）番にございましたように、柔軟性を持って取り組んでいくというためには、やはり定期的な方向性についての検証や、必要な見直しをしていかないといけないというので、それを５年程度を目途に行うことを適当としております。

それから、大阪において求められる取組みといたしまして、やはり先ほどの熱中症等の府民の健康とか生命に関わるもの、それから、洪水のような安全・安心の確保に関するものについて、特に対応が求められると考えております。

以上が部会報告の概要でございます。ありがとうございました。

**石井会長**      ご説明どうもありがとうございました。

下田部会長以下、温暖化対策部会の皆様におかれましては、精力的にご検討いただき、ご報告いただき、本当にありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明ですが、ご意見、ご質問等あったらお受けしたいと思います。いかがでしょう。では、花田委員、お願いします。

**花田委員**      ご説明ありがとうございました。１点、お聞きしたいことと、それから１つ、意見を申し上げたいと思います。

お聞きしたいことでございますけれども、府民生活・都市生活のところで、クールスポットの創出というのがございます。現在でも環境・みどり活動促進部会、先ほど増田部会長がご報告くださいましたが、そういう創出ということに対して、補助ですとか、促進するような施策というのを府は進めていらっしゃると思いますけれども、今回この部会報告、適応についてという報告が出ることによって、さらにそういう施策が進むのかどうかという点を１点、お聞きしたいと思います。

それから、意見なんですけれども、適応ということを大阪で考えた場合に、今ここで、あるいは報告の本文も拝見したんですが、せっかく大阪は商都です

し、それから、書かれているヒートアイランド現象の影響が一番大きい地域でもございます。それから、そこにも書いてくださっている、他の地域より多く抱えているということを逆手にとって、適応をビジネスチャンスとして捉えるという方向を1つ、打ち出させていただくというのはいかがかなと思いました。

この2点でございます。

**石井会長** 先にご意見等あったらお受けしたいと思うんですが、ほかはいかがでしょう。では、前迫委員、お願いします。

**前迫委員** 情報として教えていただきたいんですけども、人が重症というところとも関連するのかもしれませんが、ヒートアイランド現象による人への影響と、農林業被害と、自然生態系への影響と、大阪の平均気温では語れない結構地域的な問題がかなりあって、そのあたり、本紙を見ると13ページあたりに温度のマップが描かれているので、結構ローカルな情報も大阪府は持っておられるのかなと思うんですが、そのあたり、緩和にしても適応にしても、少しきめ細かな対応が必要なのではないかなと思うところがあるんですが。

例えば私は自然生態系が専門なので、ブナ林がどんどん劣化していくというか、地球温暖化によってこれから先どうなるんだろうという問題が、適応とか緩和でうまくいくのかどうかということも、私自身、見えないところもあるんですが、どの程度きめ細かな対策というものを、対策というか、緩和と適応に対して、大阪府一律ではおそらくうまくいかないだろうと思っておりまして、そのあたりのお考えがもしあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

**石井会長** 増田委員、じゃ、続けてお願いします。

**増田委員** もう1点。特に異常洪水といいますか気候変動に対して、要素技術的なことの提案は書かれているんですけども、国土利用計画あるいは土地利用計画というレベルで対応していかないといけない時代ではないかと。例えば都市農地の基本法ができて、都市農地そのものは、やはり洪水のある意味緩和をする1つの要素であったりという、土地利用政策的展開がないと適応できないのではないかと。そのあたりまで踏み込まれてないので、アメリカ、欧米、あるいは中国ですら、と言うと怒られますけど、中国は今の習近平は、スポンジ政策といって8都市ほどモデル都市をつくって、水を吸収できる都市にどう

していったらいいかと。それをスポンジという表現をされているわけですね。そういう土地利用政策的なところまで踏み込む必要性があるのではないかと。そのあたりについても少しお考えを聞かせていただければと。

**石井会長**     ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、三方から、花田委員、それから前迫委員、増田委員ですけれども、ご質問、ご意見もございました。じゃ、下田部会長、答えるところは答えていただいて、フォローを事務局からお願いすることにしましょうか。では、下田委員、お願いします。

**下田委員**     幾つかいただいたのですけれど、一番初めにいただいたご意見が、緑化のような施策と適応策とのリンクという感じで伺ったらいいんですかね。最後の増田先生のご意見なんかにも関係するんですけれども、適応というのをいわゆる温暖化対策部会でやること自体がかなり無理があるといえますか、非常に広い施策体系になっておまして、例えば国の影響とか適応評価というのも環境省がやっているわけではなくて、農林水産省とか国土交通省とか、本当にいろんな部局がまとめてきたものを環境省がまとめて適応策としているというもので、これは非常に広い見地で捉えないといけないということが1つ。

それから、例えば熱中症に関しましては、既に健康部局の方でかなり熱中症対策ということについてやられていたり、それから、今お話が出ましたように、クールスポットでいえば緑化のような話があったり、あるいは、ヒートアイランドの対策でも既にドライミストのようなものが出ていたり、それから、例えば洪水対策というのは短期間降雨が増えているわけですから、既に土木関係の部局でやられているんだと思います。

結局そういうものを束ねて、さらにこれから気温が上がって行って、影響が増えていった場合にどうしていくのかという観点で見ていく立場が必要だと言っているのが適応の話で、ただ、実際に動いていくのはやっぱり今、いろんな環境、内外のいろんなセクターで行われている関連行政施策でやっていかれるということで、将来予測と統括的なところを担う体制というのは絶対必要なんですけれども、実際にはいろいろ動いておられる施策とリンクしていくと。

逆に、例えば緑化のセクターで言われれば、緑化施策を行われていく中に適

応の中での重要性ということを書き加えていただいて、さらにその施策を推進していただくという形で、多分いろんな施策の合わせ技になっていく1つの軸が適応であるという見方をしていただくのがいいのかなという感じに思いました。

それから、ご意見として伺った、ヒートアイランド等、いろんな対策を受けて逆にやっていくということは、これは私も賛成でございまして、大阪の特に8月の気温の絶対値、平均気温なり最高気温というのは、これは平年気温自体が大阪が日本の中で最高になっておりまして、一番暑熱環境の影響を受けているのは大阪府であるということは明らかでございまして、もちろんそれに対して積極的に適応として立ち向かっていくということが新しい産業を生み出すということは、これは緩和で言われていることと全く同じことだと思っております。

それから、次のご質問で、地理的にきめ細かにやるという、これも非常に大事なポイントで、例えばデング熱とかマラリアで言うと、蚊が生き残るかどうかですから、これは冬の最低気温の分布に関係しておりまして、そういう意味では、対策をとるべきエリアというのが絞り込まれてくるということもございまして、熱中症とかといったときに、地理的な分布というのはよくわからないんですけども、いろんなケースケースできめ細やかな対応をとっていかないといけないというのは、当然そうだと思います。例えば集中豪雨の発生の分布なんかも、多分地理的に少し差が出てくるんじゃないかという気もいたします。

それから、あと自然生態系といいますと、実は自然生態というのは本来適応できないところなんですね。自然生態の適応というのは、例えば生息地が徐々に北上していくというのが1つ、適応といえば適応なんですけれども、基本的には今の地球温暖化による気温上昇のスピードは早過ぎて、そんなに簡単に自然生態系が適応できないと言われていたところがある。これは逆に、適応の困難性を示すことで緩和策の重要性を訴えるという意味で、非常に大事な視点。自然生態系の適応というか影響ですよ。影響と適応の可能性を見ていくということが非常に大事な視点だと思っております。

最後の増田先生の土地利用の話は、私どもで受けるのは非常になかなか難しいところもあるんですけども、これ自体もやはり今の洪水問題ですとか、あ

るいは高潮の問題ですとかを考える中でこれからの土地利用を見ていくという中で、もちろん適応的視点というのもございますし、そのほかの、今現状としての災害対策という考え方もあるんじゃないかと思えますけれども、そんな中で、土地利用まで踏み込んで考えていくというのが大事ではないかと思えます。

確かにおっしゃるとおりに、土地利用のところまで踏み込めていないと。これは、言いわけとしては途中で申し上げましたみたいに、10年間くらいでできることをまず挙げたというところの中で漏れたということでございますけれども、本日ご意見いただきましたので、引き続きまた検討の機会がありましたら、もう少し長期的なものも入れていきたいと思えます。

以上です。

**石井会長**      ありがとうございます。

事務局から、何か補足等あったらお願いできますでしょうか。

**小野エネルギー政策課長**      エネルギー政策課長の小野でございます。

いただきましたご質問で、下田先生がほとんどお答えいただいたんですけども、若干追加で取組みをご説明したいと思えます。

まず、1つ目でございますが、クールスポットです。クールスポットにつきましては、現在、クールスポットモデル拠点推進事業ということで事業をやっております。これにつきましては、暑熱環境設備を複数組み合わせた先進的なモデルをつくっていきこうということでやっております、大体年間2件ぐらいの採択をやって、補助事業をやっております。これにつきましては、これから増やすのかというお話もありましたが、モデルをつくって行って、それを見ていただきながら、大阪府内でもどんどん広げてもらおうという思いでやっております、まさしく今回の適応策につきましては、行政もそうですけども、事業者の方、府民の方、皆さんに適応の視点を持って活動してもらおうということを考えておりますので、こういったモデル事業なんかも見て、参考にさせていただきながら、クールスポットの取組みをやっていただければなと思っておりますのでございます。

また、エネルギー政策課だけではなくてほかの部局、あるいは緑化施策も含めまして、クールスポットにつながるようなさまざまな施策がありますので、そういったところも連携しながら進めていきたいと思っております。

2つ目でございますけれども、ビジネスの視点の話がございました。まず1つ目には、ヒートアイランド対策につながりますけれども、大阪におきましては、大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム、通称、大阪H I T E C（ヒーテック）と呼んでおりますけれども、こういった組織がございまして、民間事業者さん、あるいは大阪府、大阪市も入っておりますけれども、ヒートアイランド対策につながるような技術についての認証をしたり、そういったものを普及したりするような取組みをやっておりますので、こういったところともつながりながらやっていきたいということもございます。

また、言っていただきました、逆手にとって、大阪は商都でありますので、つなげていこうということにつきましては、いただいたご意見を踏まえまして、また商工労働部とか関係部局とも相談しながら、どんどんつなげるものについてはやっていきたいと考えております。

3点目でございますけれども、地域特性の話についてでございます。適応策につきましましては、今回の答申が出る前でございますけれども、今年度、大阪府におきましては、施策として温暖化「適応」推進事業というのをやっておりまして、地域にも適応の考え方を普及啓発するという取組みを今年度からスタートしております。この取組みでは、府民の皆さんもそうですけれども、また実際に適応を進めてもらいたい市町村の職員とか、事業者の方も含めまして広く広げていこうと思っておりますので、そういった取組み。また、シンポジウムだけじゃなくて、実際の地域での取組みもやっていこうと思っております。そういった中で、市町村等におきましても連携しながらきめ細かな対応ができるかと考えております。

そして最後に、増田先生からいただきました国土利用、土地利用につきましても、関係部局とも連携しながら、そういった視点も含めましてまた検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**石井会長**      ありがとうございます。

大分時間が来たんですけど、どうしてもというご意見があったら受けたいと思いますが。

これは審議事項でございまして、資料3-2を見ていただくと、一番最後の方に諮問事項があります。11月25日付で本審議会に対して諮問があったわ



けです。この報告書、なかなかよくできていまして、28ページをご覧いただくと、結語があります。一番最後の行を見ていただくと、下から2行目のところですけど、「本報告に示した方向性を踏まえ、大阪府においては、具体的な「適応」の取組みを推進することを期待する」と締めていまして、先ほどの三方の意見を踏まえて、どこか修正しなきゃいけないかなと思っていたんですけど、これを見ると大丈夫じゃないかなと私は思うんですが、下田部会長、どこか修正しなきゃいけないところはありそうですか。

**下田委員** いや、特に何も思いつきませんが。

**石井会長** 部会長も言われていたように、この部会でやること自体、もともと無理みたいなことを言っていました、やはり大きな課題ですので、ここの結語にあるような形で、この報告を受けて、大阪府において対応いただければということです。

では、この報告でございますけれども、これを本審議会の答申とさせていただくという審議になっているんですが、お認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**石井会長** では、異議なしと認めたいと思います。どうもありがとうございます。

下田部会長、どうもありがとうございました。

それでは、最後の報告事項でございます。7番目、大阪府災害廃棄物処理計画についてということで、事務局からご報告をお願いいたします。

**亀井資源循環課長** 資源循環課長の亀井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、大阪府災害廃棄物処理計画についてご説明をさせていただきます。資料10をごらんください。

計画策定の背景の部分でございますが、東日本大震災等近年の大規模災害を教訓といたしまして、国は災害廃棄物対策を拡充しているところでございまして、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定しておりまして、平成27年11月には「大規模災害発生時の対策行動指針」も策定しているところでございます。

府でも、減災に向けた取組みを推進する中で、大阪府地域防災計画における

災害廃棄物処理体制の追加ですとか、「新・大阪府地域防災アクションプラン」において、災害廃棄物の適正処理、生活ごみの適正処理、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を重点アクション等として位置づけているところがございます。

これらの動きを踏まえまして、本計画では災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び災害廃棄物につきまして、生活環境の保全及び公衆衛生の確保と再生利用等を図りながら、迅速かつ適正に処理をすることを目的に、本年3月に策定をしたところがございます。

では、資料の左下の、計画の位置づけをごらんください。本計画は、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画である「大阪府循環型社会推進計画」、災害対策基本法に基づく「大阪府地域防災計画」との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえまして、災害発生後、災害廃棄物等を速やかに適正処理していくための手順等を取りまとめたものがございます。

府域の特徴と対策の基本的な考え方について、資料の真ん中の部分をごらんください。大阪府域では、大規模地震により、最大で4,015万トンもの災害廃棄物が発生すると推計しておるところでございます。これは府域の一般廃棄物排出量の約12年分に相当するということになっております。

このような状況を踏まえまして、府の災害廃棄物対策の基本的な考え方といたしまして、まず1点目は、3年以内の処理完了を目指し、近畿圏を中心に広域処理体制の整備を図る。次に、災害廃棄物仮置場の候補地を平常時から検討・抽出をし、発災後、速やかに仮置場を設置する。さらに、コンクリートがら等の不燃性災害廃棄物を可能な限り他の廃棄物と分別し、復興資材等として再生利用する。そのため、平常時から関係民間団体等との協力・連携体制を整備する。そして、おおむね80%を再生利用いたしまして、最終処分量を可能な限り減らすことを目指す。最後に、最終処分場を平常時から検討・抽出し、発災後、迅速かつ適正に選定をするということで、以上4点を掲げてございます。

次に、大阪府及び国・市町村の主な役割を整理しております。災害廃棄物は一般廃棄物と位置づけられますので、各市町村が処理責任を有しておるところでございます。府は主に市町村間の調整、協定団体とか環境省、関西広域連合に支援の要請を行うこと、それから、被災市町村を支援するという役

割を担っておるところでございます。また、府域の被災状況及び特性に応じた具体的な処理の方針等を含む処理実行計画というものを策定するとともに、市町村からの地方自治法に基づく処理の事務委託を受けた場合は処理を行うという立場でございます。

災害時の体制といたしまして、災害対策本部のもと、循環型社会推進室長を統括責任者として、情報・技術班と広域支援班を設置いたしまして、情報収集や支援調整等に当たります。

次に、資料の右側をごらんください。本計画では、大阪府の災害廃棄物対策といたしまして、災害応急時や復旧復興時における対応や、平常時の事前準備の取り組みを整理しておるところでございます。

まず、発災から10日をめどに行う災害応急対応でございますが、市町村がし尿及び生活ごみ等を継続して適正に処理をするための支援と、災害廃棄物の処理を円滑に実施するための準備を行います。具体的には、し尿及びごみ処理施設の被害状況等の情報収集、市町村との連絡調整、また、災害廃棄物の一次仮置場設置状況の確認や発生量の推計、市町村に対する支援や技術的助言を行います。

次に、復旧復興対応でございますが、地域エリア内・エリア間での処理や、破砕・選別施設等の設置の検討、広域処理に係る連絡調整、二次仮置場の整備開始、実行計画の策定等を順次行いまして、3年以内の処理を目指したいと考えております。

また、平常時から事前準備といたしまして、環境省や市町村と連携をいたしまして、災害廃棄物対策に関する研修や訓練を継続的に実施いたします。

大阪府は、本計画に基づき、今後とも災害時における連携・協力体制を構築するなど、平常時から大規模災害への備えを行います。また、本計画は状況の変化等に応じまして内容を再検討し、適宜見直すというものにしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**石井会長**      ありがとうございます。

実は、予定していた時間をちょっと過ぎてしまったんですが、何か特にご質問等あったらお願いできますでしょうか。よろしいですか。

実は、もう1件ありまして、皆さんのところに資料11が行っていると思い

ます。流入車規制の見直しについてということなのですが、じゃ、事務局から、わりとコンパクトに説明をお願いできたら。よろしくお願いします。

**西村交通環境課長** お時間、タイトなようでございますので、ポイントだけご説明させていただきます。交通環境課長の西村でございます。

こちらのチラシでございますけれども、昨年11月に、「大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について」ということで、当環境審議会から答申を頂戴いたしました。その答申内容を踏まえまして、流入車規制につきまして見直しを行ったところでございます。

お手元に配付しております資料11と申しますのは、そうした改正、見直した内容を含めまして、流入車規制を改めて周知するために、事業者の皆様へ配付しているものでございます。このチラシをごらんいただきながら、簡単に説明します。

まず、表面でございますけれども、改めてになります。流入車規制は、点線の四角囲みで示しております府内の対策地域、37市町でございますけれども、荷物の積みおろし、人の乗り降りなどの作業を行う場合につきましては、排ガス基準適合車を使用しなければならないというものでございます。これは、平成21年1月から開始をしております。流入車規制は、制度は継続をいたしますけれども、事業者の皆様へ課しておりました義務のうち、役割を終えた義務を廃止するなど、取組みの一部を見直したところでございます。

裏面をごらんくださいませ。生活環境の保全等に関する条例の一部を改正しております。改正の内容は、まず適合車には従来青色のステッカーの表示を義務づけておりました。これは、適合車を容易に判別するため、導入していたものでございますけれども、現在は非適合車と申しますのはおおむね十数年以上使用されている車のため、外観で老朽ぐあいなどが一定判別できることなどから、今回このステッカー制度を廃止いたしました。そのほかにも、ここに掲げられているような荷主さん等への義務、こういったものにつきましても、終了もしくは緩和をしたところでございます。

排ガス基準を満たしていない非適合車の割合というのは大幅に減少しておりますけれども、自家用自動車、いわゆる白ナンバー車というものにつきましては、事業用自動車、いわゆる我々は緑ナンバーと言っておりますけれども、そ

ういったものに比べまして、相対的に非適合車の割合が高いこともございます。今後は、府では非適合車ゼロ宣言というものをスローガンに掲げまして、流入車規制の周知の強化をしていきたいと思っております。

簡単でございますけれども、ご説明は以上でございます。

**石井会長** ありがとうございます。急がせてしまって済みません。

これで全てなんですけど、ただいまの説明に対し、ご質問等、ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

ちょっと要領が悪くて、時間が過ぎて申しわけございません。それでは、本日予定されておりました議事については終了でございます。皆さん、本当に長い間議事進行にご協力いただきありがとうございました。

では、進行を事務局にお返ししたいと思います。

**司会** ありがとうございました。

本日予定しておりました議事については以上でございます。これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間、ありがとうございました。

なお、お名前をご記入いただきました出席確認票につきましては、事務局で回収させていただきますので、お席に置いたままお帰りいただきますようによろしくお願いいたします。

— 了 —